

6 障 第 100 号
令和 6 年 5 月 21 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者様

障 が い 福 祉 課 長

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い追加等された減算の取扱いについて
(通知)

日頃より本市の障害福祉業務に御協力及び御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、全ての障害福祉サービスに以下の減算が追加等されました。

これらの減算の有無につきまして、現時点で「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等を提出されていない事業所につきましては、「減算なし」で登録いたしますが、後日減算対象であることが明らかになった場合には、令和 6 年 4 月に遡って報酬を返還していただく可能性がございますので、ご注意ください。

なお、**本通知をもって改めて「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等を提出を
する必要はございません**ので併せて通知いたします。

減算項目	備考
虐待防止措置未実施減算【新設】	令和 4 年度から義務化された障害者虐待防止措置関係
業務継続計画未実施減算【新設】	一定の取組を行う事業所には経過措置あり
情報公表未報告減算【新設】	情報公表システムへの登録・更新（報告）が必要
身体拘束廃止未実施減算の見直し	算額の引き上げや見直しあり（サービス別に減算率は異なります。）

【事務担当】 保健福祉部障がい福祉課 事業係
電話：22-7486／FAX：22-3183
メール：shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp